

平成 28 年度水質汚濁防止法等の施行状況について

平成 30 年 3 月 16 日 (金)
環境省水・大気環境局水環境課
直通 03-5521-8313
代表 03-3581-3351
課長 渡邊康正 (内線 6610)
課長補佐 甲斐文祥 (内線 6615)
担当 藤原 務 (内線 6629)

平成 28 年度における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法の施行状況について取りまとめました。

平成 29 年 3 月末時点における水質汚濁防止法に基づく特定事業場数は約 263,000 であり、前年度から約 2,000 減少しました。

また、平成 28 年度における水質汚濁防止法に基づく改善命令の件数は 12 件であり、一時停止命令の件数は 0 件でした。

【概要】

1. 特定事業場数等

(1) 特定事業場数等

水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）に基づく特定事業場の数は、平成 29 年 3 月末現在で約 263,000（うち瀬戸内海保全特別措置法（以下「瀬戸内海法」という。）の規制対象である特定施設を設置する事業場の数は約 3,300）であり、前年度と比較すると約 2,000 減少しました。また、湖沼水質保全特別措置法（以下「湖沼法」という。）に基づく湖沼特定事業場の数は約 2,000 でした。

(2) 特定事業場の業種別内訳

水濁法に基づく特定事業場の業種別内訳は、多い順に①旅館業（約 62,000）、②自動式車両洗浄施設（約 31,000）、③畜産農業（約 26,000）でした。

(3) 有害物質使用特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数

水濁法に基づく有害物質使用特定事業場の数は約 19,000（うち瀬戸内海法の規制対象である特定施設を設置する事業場の数は約 500）、有害物質貯蔵指定事業場の数は約 3,800 でした。

2. 水濁法に基づく立入検査、改善命令、排水基準違反等

(1) 立入検査（水濁法第 22 条第 1 項）

立入検査の件数は、約 38,000 件（前年度 約 38,000 件）でした。

(2) 改善命令、一時停止命令（水濁法第 13 条第 1 項、第 13 条の 2 第 1 項、第 13 条の 3 第 1 項）等

公共用水域への排出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する改善命令の件数は 12 件であり、特定施設の使用や排水の排出に関する一時停止命令の件数は 0 件でした。

また、地下への浸透に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する改善命令及び特定施設の使用や特定地下浸透水の浸透に関する一時停止命令は 0 件でした。

なお、改善命令等の発動までには至らなかったものの、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等を行った件数は、約 8,800 件（前年度 約 8,200 件）でした。

(3) 排水基準違反（水濁法第 31 条等）

排水基準違反が確認された工場、事業場の数は 2 でした。

3. その他

このほか、水濁法の水質総量削減の状況、瀬戸内海法、湖沼法の施行状況等についても取りまとめています。